

令和5年度 地域の子ども福祉のための助成

第2次募集 募集要項

社会福祉法人兵庫県共同募金会
神戸市共同募金委員会

1 助成事業の目的

中央共同募金会に企業の社会貢献活動として寄せられた寄付金を財源とし、企業が所在する地域の児童福祉事業に対して支援を行うことで、子どもの貧困や虐待防止の活動を促進することを目的とする。

2 助成対象団体（地域の子どもの福祉のための助成 助成要綱第4条）

（1）社会的養護施設等

児童養護施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、乳児院、母子生活支援施設、里親会等里親支援を行う団体

（2）ひとり親家庭等困窮している子どもと家族のための支援や里親支援、ヤングケアラーへの支援を行う団体

（3）社会的養護施設等の連携する団体であって、加盟施設間の合同行事や職員の資質向上等を目的とした合同研修を行う団体

（4）上記以外で「子どもの貧困や虐待防止※」のため、「本当に支援が必要な子どもに届く」活動を実施していると判断される団体

※「子どもの貧困や虐待防止」のための施設、団体の例示

- ・子どもの虐待防止活動を行う団体
- ・生活困窮世帯等の子どもの進学支援、社会的養護施設退所時の進学・生活支援等経済的支援を行う団体
- ・就学援助、奨学金支援、学習支援等を行う団体（貧困、生活困窮を理由とするものに限る）
- ・その他、困窮している子どもと家族のための支援を行う団体

3 助成対象事業

社会的養護施設等を対象とする施設助成と地域で子どもの貧困や虐待防止に取り組む団体が行う事業を対象とする事業助成の2種類とする。

（1）施設助成

- ・社会的養護施設等の改善：入所児童の処遇環境改善、施設の地域貢献活動等

(2) 事業助成

- ・子どもの虐待防止：虐待防止プログラムの普及や、かつて虐待を受けた子どもの支援活動等
- ・子どもの貧困改善のプラットフォーム構築
- ・経済的支援：生活困窮世帯等の子どもの進学支援
- ・保護者の就労支援：生活困窮世帯等の親の就業の支援
- ・教育支援：就学援助、奨学金支援、学習支援
- ・社会的擁護施設を退所した児童や若者（ケアリーバー）への支援
- ・ヤングケアラーへの支援
- ・大学生の困窮に関する支援
- ・外国にルーツをもつ子どもへの支援
- ・学校での放課後学習支援
- ・その他、県共募及び市共募が必要と認めた支援

4 助成対象となる事業の実施期間

令和5年4月1日～令和6年2月28日の間で実施される事業とする。

また、令和5年度以内に実施された事業であれば、遡及して助成対象として差し支えない。ただし、その場合は寄付の趣旨を十分に満たして事業であることが求められる。

5 助成申請区分と助成額

助成対象事業を実施する、2 助成対象団体（1）～（4）の団体の申請助成額は次のとおりとする。ただし、助成申請をする事業は10万円以上の事業（複数事業の組み合わせ可）とし、必要な事業費100%を計上可とする。助成申請は、

(1) 社会的養護施設等 助成上限額 60万円

なお、入所児童（者）の定員が10人を超える（1）社会的養護施設等は、上記の助成決定に関わらず、以下の①及び②のいずれか、または双方

① 社会的養護施設であって、入所児童数が多い施設の備品整備費や拠点整備費等 助成上限額 20万円

② 児童養護施設等を退所した児童（ケアリーバー）支援のための備品整備費や拠点整備費等 助成上限額 10万円

(2) ひとり親家庭等困窮している子どもと家族のための支援や里親支援、ヤングケアラーへの支援を行う団体 助成上限額 50万円

(3) 社会的養護施設等の連携する団体であって、加盟施設間の合同行事や

職員の資質向上等を目的とした合同研修を行う団体

助成上限額 50万円

- (4) 上記以外で「子どもの貧困や虐待防止」のため、「本当に支援が必要な子どもに届く」活動を実施していると判断される団体

助成上限額 30万円

ただし、助成額や助成上限額については、支援対象となる子ども等が広範囲に及ぶことが明らかであり、かつ支援の必要性や有効性が高いと認められる場合など、神戸市共同募金委員会事務局の団体への聴取を踏まえ、兵庫県共同募金会の承認を経て金額を変更する場合がある。

6 助成の申請スケジュール及び手続き

- (1) 申請受付期間

令和5年12月1日(金) ～ 令和5年12月22日(金)

- (2) 申請手続き

助成を受けようとする施設・団体等は、以下の書類を本会へご提出ください。助成金申請書様式は本会ホームページよりダウンロードができます。

(<https://www.with-kobe.or.jp/detail/j-other/>)

- ①様式1 助成申請書
- ②様式2 助成金支出見込表
- ③団体の活動がわかる書類(パンフレット等)
- ④見積書・カタログ等(申請段階では一業者の見積もりで可、インターネットの販売サイトの資料でも可)※備品整備費、拠点整備費、会場費・会議費を含む助成を希望する団体のみ

7 申請の留意事項

- (1) 国、県、市の助成等を得て実施する子どもの居場所や子ども食堂の活動は除く。
- (2) 神戸市各区社会福祉協議会の助成等を得て実施する子どもの居場所や子ども食堂の活動のうち助成対象外の費用については、本助成が必要と認められるものに限り、申請上限額の範囲においてその差額を助成する。
- (3) 1施設または1団体につき1回の申請となる。ただし、助成申請上限額の範囲内で、複数の事業を実施することができる。
- (4) 同一法人の複数の団体(事業所)から申請がある場合は、申請事業の重複や支援対象者の重複は認めない。
- (5) 助成決定後、助成対象事業を変更する場合は、すみやかに助成変更申請

書を市共募に提出する。

8 事業報告

事業報告書は、神戸市共同募金委員会を経て兵庫県共同募金会が確認したのち、最終的に寄付者である企業に提出する。

助成金を活用した支援を受けた子どもや親からの「ありがとうメッセージ」や事業レポート等、事業効果がわかる資料を可能な限り提出する。

9 助成事業のスケジュール（予定）

- (1) 助成申請 : 令和5年12月22日(金)
- (2) 助成決定の通知 : 令和6年1月上旬
- (3) 助成金請求書の提出 : 令和6年1月中・下旬
- (4) 助成金振込 : 令和6年2月上旬
- (5) 報告書提出 : 令和6年3月29日(金)

10 施行日

令和5年12月1日

11 問合せ先及び送付先

〒651-0086

神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4階

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 地域支援部内

神戸市共同募金委員会事務局 (國生・石古)

TEL: 078(271)5317

E-mail: tiiki@with-kobe.or.jp